

<地域商業自立促進事業>

Q & A

1 商工会・商工会議所は対象になりますか

→商工会・商工会議所が商店街組織の役割を担う地域においては、商店街組織として対象となります。また、民間事業者に求められる機能を有している場合には、支援機関としても民間事業者となります。ただし、同一事業者が商店街組織と民間事業者を兼ねることは出来ません。

2 まちづくり協議会等は対象となりますか

→まちづくり協議会が商店街組織の役割を担う地域においては、商店街組織となります。また、民間事業者に求められる機能を有している場合には、民間事業者の対象となります。ただし、同一事業者が商店街組織と民間事業者を兼ねることは出来ません。

3 スタンプ会は対象になりますか

→スタンプ会が商店街組織の役割を担う地域においては、商店街組織となります。また、民間事業者に求められる機能を有している場合には、民間事業者の対象となります。ただし、同一事業者が商店街組織と民間事業者を兼ねることは出来ません。

4 問屋街や小売市場は対象になりますか

→問屋街や小売市場は、個人客向けにも販売している卸売業者や小売業者が相当数あり、社会通念上消費者のまとまったショッピングの場として認識されている区域であるとともに、不特定多数の消費者を対象として事業を行っており、開場時間が極めて限定的でない場合には、商店街組織として対象となります。

5 共同店舗やテナントビルは対象となりますか

→共同店舗、テナントビル等は、借り手の多くが中小企業者であり、地域住民とともにコミュニティを形成し、地域の暮らしを支える生活基盤を担っていることが明らかとなっている場合は、商店街組織として対象となります。

6 赤字法人でも申請は大丈夫ですか

→赤字法人であっても申請は妨げませんが、審査によって事業実施の適否を判断いたします。なお、倒産手続きに入っている場合には補助対象とはなりません。

7 単独で実施できる事業と連携体で実施する事業を具体的に教えてください

→①地域コミュニティ形成促進支援事業及び②商店街等新陳代謝促進支援事業については、原則連携体としての申請が必須です。ただし、連携先の民間事業者が経費負担をしない場合は、商店街組織のみで申請することが可能です。この場合、連携する民間事業者からの関与書の提出が必須となります（民間事業者単独での申請は認められません）。なお、③魅力創造支援事業は、商店街組織でも民間事業者でも単独での申請が可能です。

8 連携先となり得るのはどのような団体ですか

→まちづくり会社、NPO法人等のまちづくりや商業活性化、コミュニティ活動の担い手として事業に取り組むことができる組織です（定款等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる必要があります）。

9 連携先のどちらかのみが補助金を受けることは可能ですか

→連名申請の場合、どちらか一方に対してのみ補助金を交付することは可能ですが、実態の伴う連携体を構成して事業を進めていくことが求められます。

10 申請は連名で行うのですか。代表を決めて行うのですか

→原則連名申請となります。ただし、連携先の民間事業者が経費負担をしない場合は、商店街組織のみで申請することが可能です。この場合、連携する民間事業者からの関与書が必須です（①地域コミュニティ形成促進支援事業及び②商店街等新陳代謝促進支援事業は、民間事業者単独での申請は認められません）。

11 商店街区以外での事業も対象となりますか

→事業実施場所は、原則商店街区とします。ただし、商店街における事業実施効果（歩行者通行量の増加、売上高の増加及び地域ニーズの充足等）が見込まれる宅配事業等を実施する場合には、商店街区以外も対象となります。

1 2 補助金申請に当たり法認定のメリットはありますか

→「地域商店街活性化法（商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律）」又は「中心市街地の活性化に関する法律」の認定計画に基づく事業を実施する場合は、③魅力創造支援事業において補助率のかさ上げがあります。

1 3 調査が前提となる事業はどのような事業ですか

→①地域コミュニティ形成促進支援事業及び②商店街等新陳代謝促進支援事業に取り組む場合は、事前調査からその必要性が確認されていることが要件の一つです。

1 4 調査は必ず補助金で行う必要がありますか

→必ずしも本事業を活用して調査を行う必要はありませんが、独自に調査を実施している場合は、調査分析事業で求められる内容と同等程度の調査をしていることが必要です。

1 5 平成24年度及び25年度の行った調査は有効ですか

→①地域コミュニティ形成促進支援事業及び②商店街等新陳代謝促進支援事業の実施に必要なニーズ調査、マーケティング調査の内容を満たしていれば有効です。

1 6 調査は委託で行っても良いのですか

→調査を委託することは問題ありませんが、委託業者への丸投げとならないよう調査の実施方法等に留意することが求められます。

1 7 複数年度にわたり同一事業に申請できますか

→本事業においては原則認められません。ただし、地域商店街活性化法の認定に基づいて行う事業については最長3年間にわたり申請が可能です(店舗等賃借料や光熱水費等の施設の維持管理、事業運営に要するランニングコストについては、平成26年度のみ補助対象となります。)。また、平成24年度又は25年度に中小商業活力向上事業を活用して実施した事業については、平成26年度までは申請が可能です。なお、いずれの場合でも審査を受ける必要があります、補助を確約するものではありません。

18 ランニングコストは対象になりますか

→初期投資経費のほか、店舗等賃借料や光熱水費等の施設の維持管理、事業運営に要するランニングコストも補助対象となりますが、地域で自立的に継続して実施されるべき事業ですので、補助金に頼った安易な資金計画とならないようにしていただくことが望ましいと考えます。

19 コミュニティ施設とはどのような施設ですか

→休憩所、情報発信拠点、多世代交流施設等の地域住民の交流により地域コミュニティの形成が促進されるような施設を想定しています。

20 空き店舗を活用する場合、購入でも賃貸でもどちらも対象になりますか

→取得、賃借のいずれも対象となります。

21 共同店舗での改修等の補助対象範囲を教えてください

→地域経済の自立的循環の促進に資する共同店舗の建設、取得、改修等であれば補助対象となります。

22 空き店舗への店舗誘致はどのような経費が対象となるのですか

→空き店舗誘致のための広報費、店舗改修のための改造費、備品費等、事業運営のための賃借料等が補助対象となります。

23 空き店舗に誘致する店舗は大企業でも対象になりますか

→申請段階では、中小企業者であること等の制限はありませんが、調査分析結果や商店街等の持続的な発展に資する地域経済の自立的循環を促進する事業か等を踏まえて審査委員会で総合的に判断されることとなります。

24 地方公共団体からの推薦がないと対象にならないのですか

→本事業では地方公共団体の積極的な関与を求めており、地方公共団体からの「支援計画書」の提出を必須としていますので、「支援計画書」がない場合は書類不備となり補助対象にはなりません。

25 地方公共団体からの補助金を受けることは可能ですか

→補助金が重複して交付されない限りにおいては、地方公共団体からの補助金を受けることは可能ですが、地方公共団体の支援策については、内容等を事前に十分に確認するようにしてください。

26 消費税は補助の対象になりますか

→消費税等は補助対象経費として計上できますが、確定申告時に煩雑な業務が発生するため、あらかじめ補助対象経費から除外しておくこととしています。ただし、一部事業者によっては、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定することが可能です（詳しくは募集要領21ページをご確認ください）。

27 事業が年度内に終わらない場合どうすればいいですか

→事業期間内に事業完了できないやむを得ない事由が発生した場合には、速やかに経済産業局に相談してください。

28 事業終了後5年間も報告する必要があるのですか

→事業実施効果を適切に把握するため、事業終了後5年間にわたり事業実施効果を報告していただく必要があります。